

安全運転の指導内容公表について

●概要

一般貸切旅客自動車運送事業者が公表すべき「輸送の安全にかかわる教育及び研修の状況」の項目において一部改訂がありましたので改定内容に基づき公表するものです。

運輸規則 令和5年 10月10日一部改正

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき 旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省告示第1089号）

●研修方針

貸切バス基準に基づいた初任指導が必要な者に対し、必要項目及び必要時間を確保するとともに、各個人の技量を鑑みて上限を設けず追加の教育を行います。

専任までに最低7～10日程度、研修者の技量等により一か月の日程を取る場合もございます。

●研修内容

外部機関作成による教育資料をベースとした座学と共に指導者同乗による実運転研修を行います。指導に当たる者・使用する車両・ルートに関しては下記の通りとなります。

※研修中、指導者運転による同乗運行を行う場合があります。その場合は座学として扱います。

●車両区分

基本的に中型車両（弊社最大サイズ）を用いて行いますが、専任予定の区分及び技量や運転可能な区分を鑑みて小型車両による研修のみとなる場合があります。

●指導者（添乗者を含む）の指導歴

基本的に運行管理者資格を有した研修使用車両を運転できるものが行いますが、運行管理者指示の下安全運転の指導が可能な者が添乗する場合があります。

●実施ルート及び方法

基本的に専任予定の運行に使用する（回送を含む）ルートをベースとした区間を使用します。

私有地内の発着地点に注意点がある場合は私有地内を走行し注意点の伝達を行います。私有地内での運行の際、公道扱いを受けない場所の場合は運転時間として計算を行いません。